

学校で予防すべき感染症および出席停止の基準

《第一種》 感染症法の一類感染症と結核を除く二類感染症。

《第二種》 空気感染又は飛沫感染するもので、学校において流行を広げる可能性が高い感染症。

《第三種》 学校において流行を広げる可能性がある感染症。

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クミア・コンゴ出血熱 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 天然痘(痘瘡) 重症急性呼吸器症候群(SARS) 鳥インフルエンザ(H5N1型)	治愈するまで
第二種	髄膜炎、細菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
	インフルエンザ	発症(37.5℃以上の発熱)した翌日から5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬治療による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が消退した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭扁桃炎	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認める期間	
第三種	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認める期間
第三種 その他	溶血菌感染症	適切な治療後、解熱し全身状態が良好になったとき
	ウイルス性肝炎	主要症状消失し、肝臓が正常化したとき
	手足口病・ヘルパンギーナ 伝染性紅斑(リンゴ病)	発熱や咽頭・口腔の所見の強い急性期が過ぎ、解熱し全身状態が安定したとき
	マイコプラズマ肺炎	感染力の強い急性期が終わった後、症状が改善し、全身状態が良好になったとき
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐から回復し、全身状態が良好になったとき

第3種「その他の感染症」は、

「条件によっては学校長が学校医と相談をして学校感染症としての扱いをすることができる感染症」です。

医師が欠席を指示する期間は「出席停止」の扱いとします。